

「保護者の皆様方へ」（警報等が発令された場合の対応について）

1 大雨等の警報が発令された場合

午前6時30分現在、和歌山県北部地方（和歌山市）に「暴風」「大雨」「洪水」「大雪」のいずれか又は複数の警報が発令されている場合、学校は臨時休業となります。その場合、各担任を通じてご家庭にご連絡いたします。

2 その他

(1) 午前6時30分現在、上記いずれかの注意報が発令されており、まもなく警報に切り替わる可能性が極めて高いと判断される場合、状況に応じて臨時休業とし、ご連絡いたします。連絡がない場合においても登校に危険を感じる時には登校を見合せ、その旨を担任等学校に連絡してください。

この場合、バス停まで出向いている場合であっても帰宅していただくことがあります。

また、既にスクールバスに乗車している場合は、予定コースを回り、学校到着後、保護者に学校までお迎えいただくこともあります。

(2) 登校後に警報が発令された場合は、下校が安全と確認できるまで学校で待機し、その後の状況を判断して対応を決めご家庭へご連絡いたします。

(3) 「波浪」警報のみ発令の場合は、平常どおりの授業となりますが、登校が危険と判断される場合は、登校を見合せ、その旨を担任等学校に連絡してください。

(4) 地震等緊急事態発生時についても、上記に準じて対応いたします。

なお、授業中、又は授業外における大規模地震発生等に備えての対応については、保護者会時及び、別途ご案内させていただきます。

(5) 気象警報等は、平成22年5月27日から従来の区域（紀北、紀中、田辺・西牟婁、新宮・東牟婁）が細分化され、市町村単位の発表に変更されています。基本的には、上記、和歌山市を対象といたしますが、状況に応じて判断させていただきますので、ご理解の上、よろしく願いいたします。

なお、地デジ（地上デジタル放送）対応テレビにおいては、市町村単位の発表を確認できますが、地デジ対応テレビでない場合は、「気象庁」や「防災わかやま」のホームページで確認できますのでご了承ください。